

清瀬市公共施設再編計画
(地域レベル編)

令和3年9月
清瀬市

目次

1. 計画の目的	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画策定までの流れ	3
4. 人口・人口構成の推計	4
5. 地域レベルの公共施設再編の考え方	5
6. 地域レベルの公共施設再編	9
7. 今後の取り組みについて	12
8. 資料編	15

1. 計画の目的

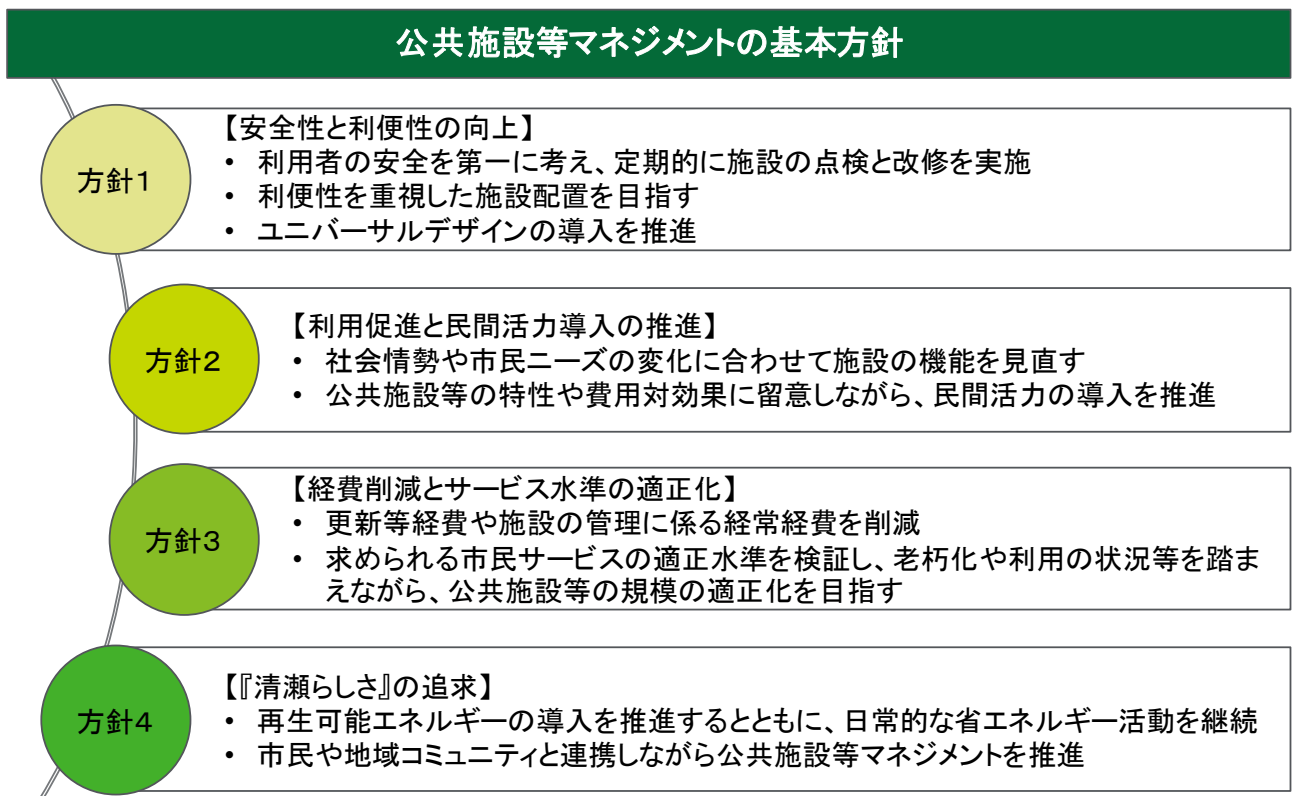
清瀬市では、これまで人口増加や住民ニーズなどに応じて公共施設を整備してきました。現在、多くの公共施設が老朽化の課題に直面しています。また、今後、人口減少と少子高齢化の進行による市税収入の減少や扶助費の増加など、厳しい財政運営を強いられることが見込まれる中、公共施設に対する市民ニーズや利用方法の変化への対応、また施設の更新などに係る費用の確保などの課題にも直面しています。

そこで、このような課題を解消するため、平成28年度に「清瀬市公共施設等総合管理計画（基本方針編）」を策定し、「安全性と利便性の向上」、「利用促進と民間活力導入の推進」、「経費削減とサービス水準の適正化」、「『清瀬らしさ』の追求」という4つの公共施設等のマネジメント基本方針を定めました。

公共施設マネジメントの実効性を高めるためには、特に公共施設再編に取り組む必要があります。そのため、全市レベルの公共施設を中心に、個々の施設の集約化、複合化、廃止など、今後の具体的な方向性を定める「清瀬市公共施設再編計画」を令和元年度に策定しました。

「清瀬市公共施設再編計画（地域レベル編）（以下、「再編計画）」では、清瀬市公共施設再編計画の一部として、学校の適正規模・適正配置に関するあり方の検討と地域レベルの公共施設再編の方向性の検討を行い、校舎の老朽化などが課題となっている清瀬小学校を中心とした地域レベルの公共施設再編に関する方針を定めました。

■ 図1 公共施設マネジメントの基本方針

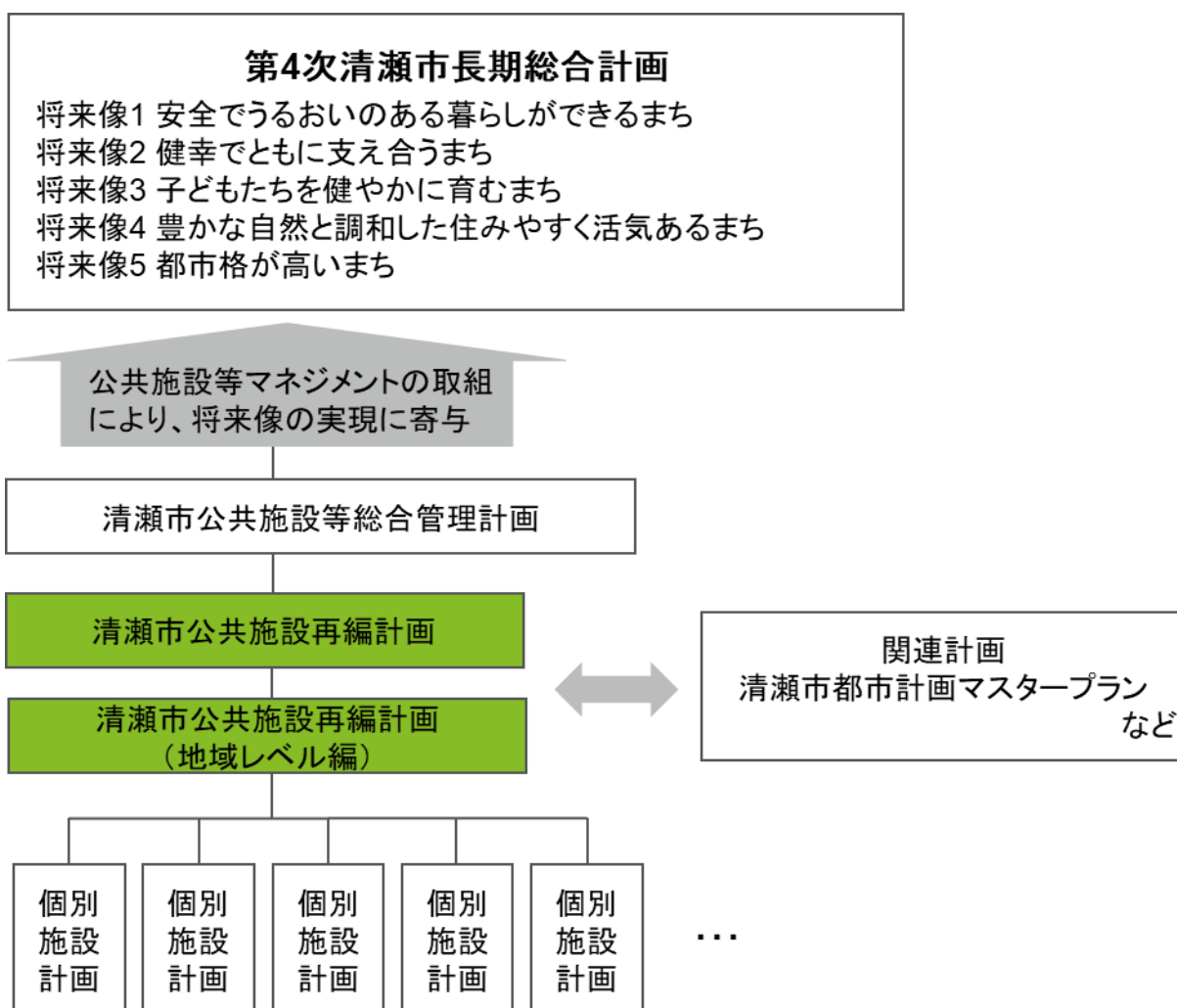


2. 計画の位置づけ

再編計画は、「清瀬市公共施設等総合管理計画」の下位に位置づけられ、公共施設等マネジメントの基本方針に従い、清瀬小学校を中心とした地域レベルの公共施設再編の方針と個々の施設の方向性を示す計画です。

また、長期総合計画や都市計画マスタープランなど、上位計画、関連計画と整合を図りながら公共施設再編を推進します。

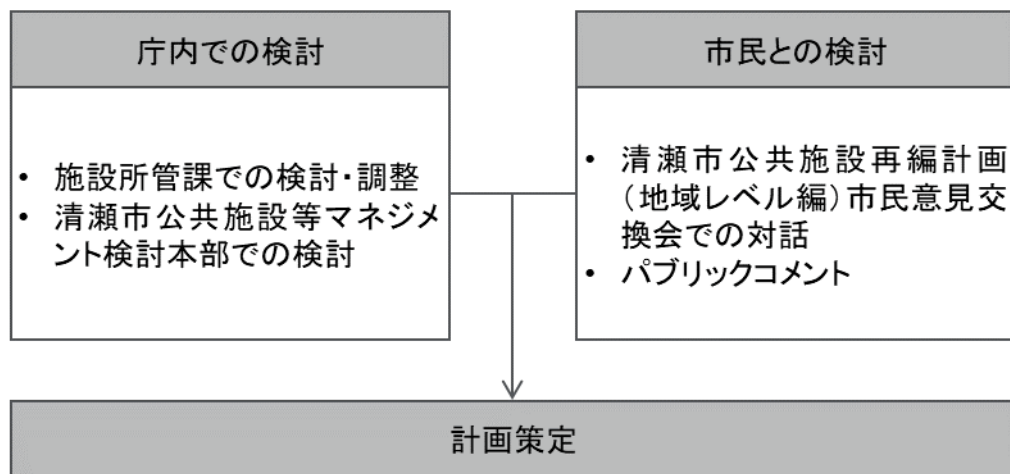
■ 図2 計画の位置づけ



3. 計画策定までの流れ

令和元年度に策定した清瀬市公共施設再編計画で示した地域レベルの公共施設再編の考え方、令和2年度に策定した「清瀬市立学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」を基に、清瀬市公共施設等マネジメント検討本部をはじめとした市内における検討と、小・中学校の保護者や地域住民を対象とした意見交換会においていただいたご意見を踏まえ、再編計画を策定しました。

■ 図3 計画策定の流れ



4. 人口・人口構成の推計

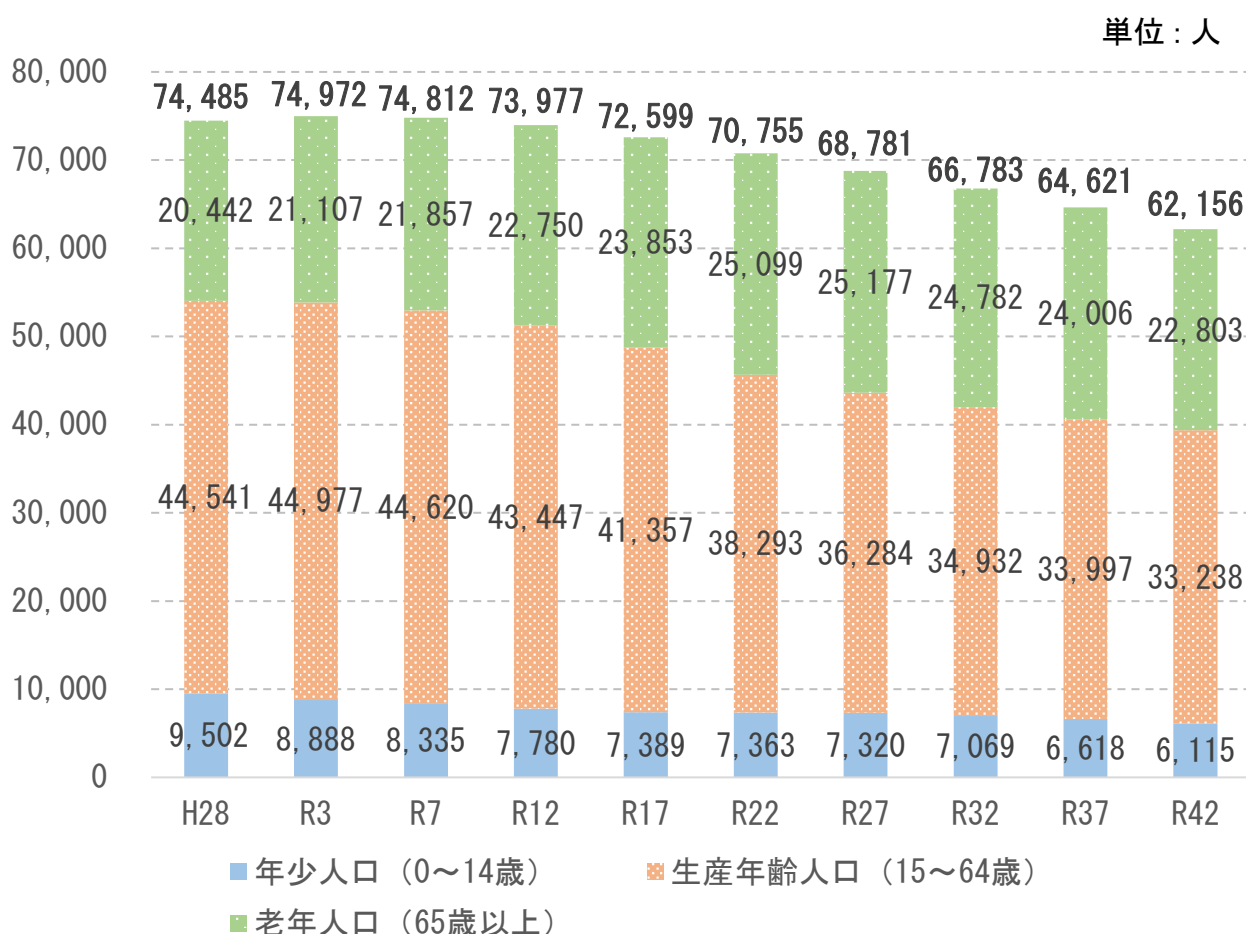
市の住民基本台帳人口を基礎として、出生率と転出等に関する移動率を基に、将来の人口を推計しています。

市の人口は、近年、微増傾向で令和3年には74,972人となりました。しかし、年齢別の人口構成をみると、平成28年から令和3年で年少人口は約610人減少する一方、老年人口は約660人増加しており、少子高齢化が進行していることがわかります。

また、市の将来人口は、約20年後の令和22年（2040年）には約4,200人減少し、年少人口に目を向けると、約1,500人の減少が見込まれています。

人口減少と人口構成の変化により、利用されない公共施設等が増える可能性がある他、求められる施設機能や用途が現状と合わず、市民ニーズに対応することができないなどの課題が生じると考えられます。このような課題を解消するために、市は公共施設等マネジメントを推進します。

■ 図4 人口・人口構成の推計



※H28は平成28年4月1日現在、R3は令和3年4月1日現在の住民基本台帳人口です。

5. 地域レベルの公共施設再編の考え方

(1) 学校の適正規模・適正配置と地域コミュニティ施設の拠点化を実施

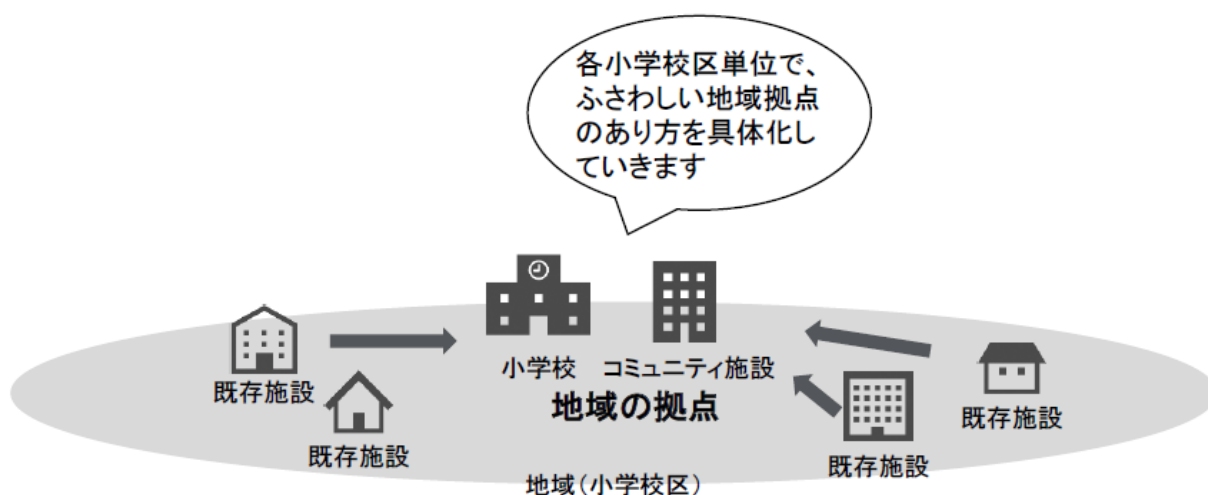
地域レベルの公共施設再編にあたっては、学校を核とする公共施設再編によって、多様な施設や機能が集約された地域の拠点とすることで、未来を見据えた学校教育の質的な充実や、地域コミュニティの活性化を目指します。そのために、学校の適正規模・適正配置と地域コミュニティ施設の拠点化を進めていきます。

■ 表1 学校の適正規模・適正配置、地域コミュニティ施設の拠点化の説明

項目	概要説明
学校の適正規模・適正配置	将来を見据えた学校教育の質的充実、児童・生徒数の将来推計、在籍状況などの観点から、学校の適正規模・適正配置を行うこと。
地域コミュニティ施設の拠点化	行政サービスの水準、行政サービスの提供に必要な施設規模などの観点から、地域コミュニティ施設の拠点化を行うこと。

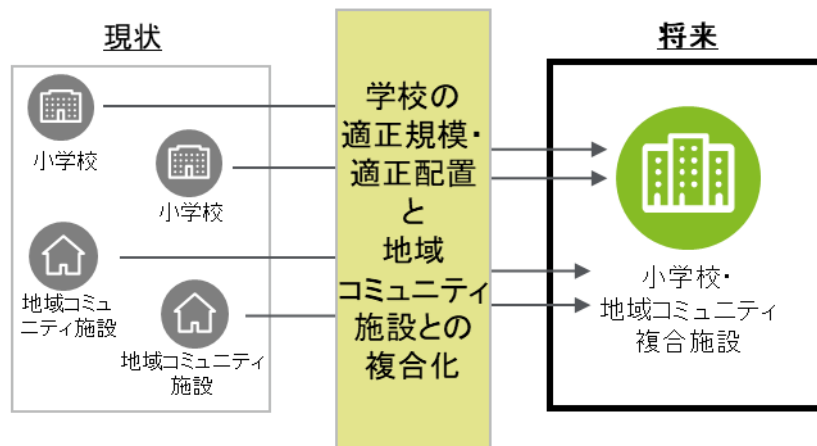
また、学校の適正規模・適正配置と地域コミュニティ施設の拠点化を実施するには、各小学校区単位で検討し、小学校を地域の拠点として地域コミュニティ施設を含めて集約していくこととします。

■ 図 5 小学校区単位での再編のイメージ



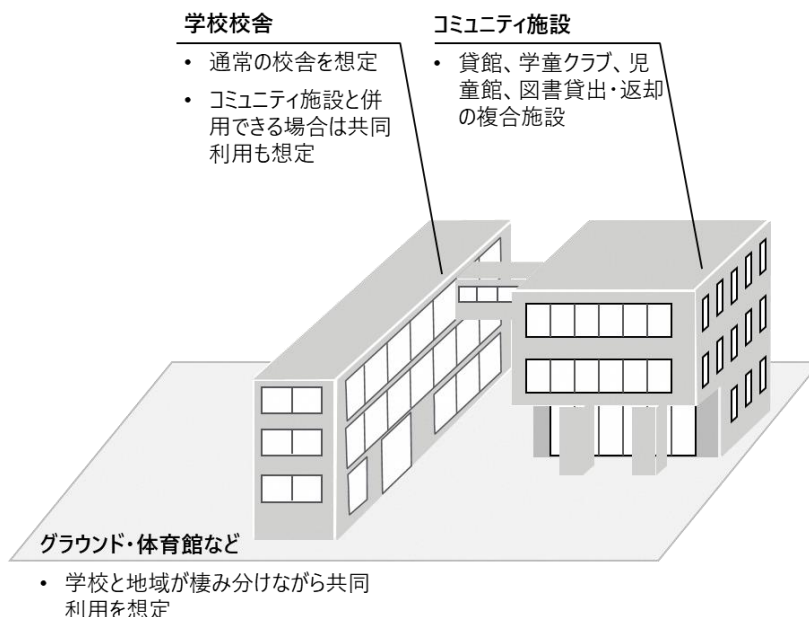
学校の適正規模・適正配置と地域コミュニティ施設の拠点化を実施することによって、「未来を見据えた教育の質的充実」、「子どもたちの多様な価値観との出会いや、放課後の居場所の提供」、「市民のニーズに合わせた機能等を備えた施設として更新が可能」、「学校と地域コミュニティ施設双方の延床面積削減」など、現在、清瀬市が抱える課題の解決や、未来のまちづくりの具現化に対応できると考えています。

■ 図 6 清瀬市の地域レベルの公共施設の方向性



学校の適正規模・適正配置のイメージとして、図6のように、学校を再編するとともに、地域コミュニティ施設と複合化された地域の拠点とします。その結果、将来的には、両施設の集積を通じて、地域に多様なサービスを提供できると考えています。

■ 図 7 小学校・地域コミュニティ複合施設のイメージ



(2) 学校の適正規模・適正配置

子ども達が生きる未来は、不透明で不確実な時代とされています。今回改訂された学習指導要領では、このような未来を見据えて、教育の内容や方法が見直されています。また、人口推計では段階的に就学年齢人口が減少し、本市においても将来、学校によっては単学級規模となることも予測されています。

そのような中、市では公共施設の在り方を見直す議論が始まり、教育委員会としてもこれらの実態を受け、学校の適正規模・適正配置を含めて、未来の清瀬の学校教育を創り上げることが求められています。

学校の適正規模・適正配置については、令和元年度に学識経験者、市立学校の代表、保護者代表、公募市民からなる清瀬市立学校の適正規模・適正配置に関する基本方針検討委員会を開催し、その議論を基に、令和2年5月に教育委員会において清瀬市立学校の適正規模・適正配置に関する基本方針を策定しました。

この基本方針では、以下の3つの視点を踏まえて、今後の清瀬市立学校の適正規模・適正配置を実現していくこととしています。

地域レベルの公共施設再編は、本基本方針を基にした学校配置の具体的なプランとともに実施していきます。

【適正規模・適正配置の視点①】

1 学級あたりの人数 : 1 学級あたり 35 人程度^(※1)

- これからの学校教育に求められる「協働的な学び」と「個別最適化された学び」が適切に行え、教育の質が高まる学級規模
- 保護者対応や事務処理など、教員に過度な負担がかからず、日常の授業に力を入れることができる学級規模
- 今後の国の動向に応じて随時見直すことが必要

(※1) 公立小学校の全学年で学級人数の上限を40人から35人に引き下げる法改正が令和3年4月1日から施行され、今後5年間で段階的に35人学級へ移行することとされました。

【適正規模・適正配置の視点②】

1 学年あたりの学級数 : 小学校 : 3~4 学級程度、中学校 : 4~6 学級程度

- 進級時に行われるクラス替えで、新たな人間関係が創られ、多様な価値観と出会える学級数（一学年当たり2学級では学級内の半数しか入れ替わらない）
- 運動会や合唱コンクールなど、競い合ったり高めあったりする学校行事が活性化される学級数
- 一人の教師が担う校内の業務（校務分掌）が、過重負担にならない学級数（学級数が少ないと一人が複数の業務を担うことになる）

【適正規模・適正配置の視点③】

通学距離の限度 : 小学校 : 実距離 2 km を超えない、
中学校 : 実距離 3 km を超えない

- 文部科学省が基準（過疎地を含む）として示す小学校4km、中学校6kmの1/2程度の通学距離
- 自らが生活する地域を知る、体力の向上を図るなどの教育的効果が期待できる距離
- ただし、持ち帰る必要性が低い教材などは学校に置いておくことができるような環境整備や通学時の安全安心を確実に担保できる施策と併せて設定することが必須

6. 地域レベルの公共施設再編

(1) 清瀬小学校を中心とした地域レベルの公共施設再編

清瀬小学校は市内で最も歴史と伝統がある学校ですが、校舎は老朽化とともに、3棟に分かれていることにより管理運営がしづらいなどの課題があります。そこで、この課題を解決するとともに、学校の適正規模・適正配置と地域コミュニティ施設の拠点化を実施するため、清瀬小学校を中心とした地域レベルの公共施設再編を表2のとおり進めていきます。

また、清瀬小学校、第八小学校の適正規模・適正配置と併せて、未来に向けてより質の高い教育を行うことができる、清瀬中学校との「小中一貫教育^(※2)」による学校運営を視野に入れて検討します。

(※2)「小中一貫教育」とは小学校6年間、中学校3年間を一貫して教育する学校運営の方法です。「小中一貫教育」を実施している学校を「小中一貫校」と言い、「施設一体型一貫校」、「施設併設型一貫校」、「施設分離型一貫校」の3つの種類に分類されます。

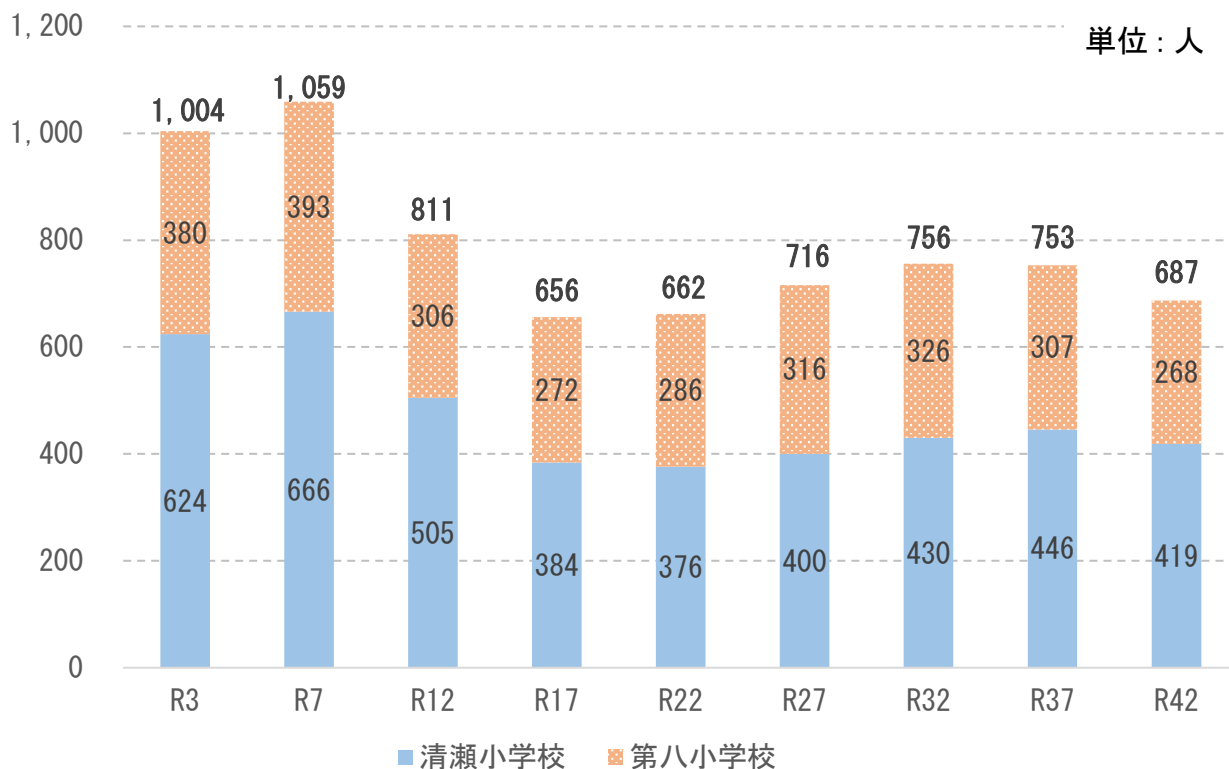
■ 表 2 清瀬小学校を中心とした地域レベルの公共施設再編の方向性

機能	建物・施設名	公共施設再編の方向性
小学校	清瀬小学校 第八小学校	清瀬小学校と第八小学校は、学区域を見直した上で統合する。 令和10年度に現在の清瀬小学校の敷地に新校を建設する。 第八小学校の跡地については、新校建設の財源の一部とするため、売却を検討する。 今後、清瀬中学校との小中一貫教育も視野に入れて検討する。
中学校	清瀬中学校	今後、校舎の耐用年数を踏まえて建替えを行う。 今後、清瀬小学校と第八小学校を統合した新校との小中一貫教育も視野に入れて検討する。
福祉	清瀬小第1・2学童クラブ、 八小第1・2学童クラブ	清瀬小学校と第八小学校を統合した小学校の地域拠点の一部とする。

コミュニティ施設	中清戸地域市民センター	令和10年度の新校建設時には集約化せず、それぞれの施設の耐用年数に応じて、将来的に清瀬小学校と第八小学校を統合した小学校の地域拠点の一部とする。
	中里地域市民センター	
福祉	上清戸老人いこいの家	
	中清戸中央老人いこいの家	

なお、再編を実施せず、現状維持とした場合の清瀬小学校、第八小学校の児童数の推計は次のとおりです。将来的に児童数の減少が見込まれることから、学校の適正規模・適正配置を実現するためにも、両校の統合を進めていきます。

■ 図 8 清瀬小学校・第八小学校の児童数推計



※R3 は令和 3 年 5 月 1 日現在の児童数です。

※特別支援学級の児童数は含んでいません。

※児童数は、私立小学校への入学等は見込んでおらず、全員が市立小学校に通うこととして推計しています。

(2) その他の地域レベルの公共施設再編

地域レベルの公共施設については、当面の間、校舎の老朽化などが課題となっている清瀬小学校を中心に再編を進めます。その他の地域レベルの公共施設については、施設ごとの耐用年数、コミュニティ施設では稼働率、学校施設では児童・生徒数などの動向も注視し、再編を検討していきます。

7. 今後の取り組みについて

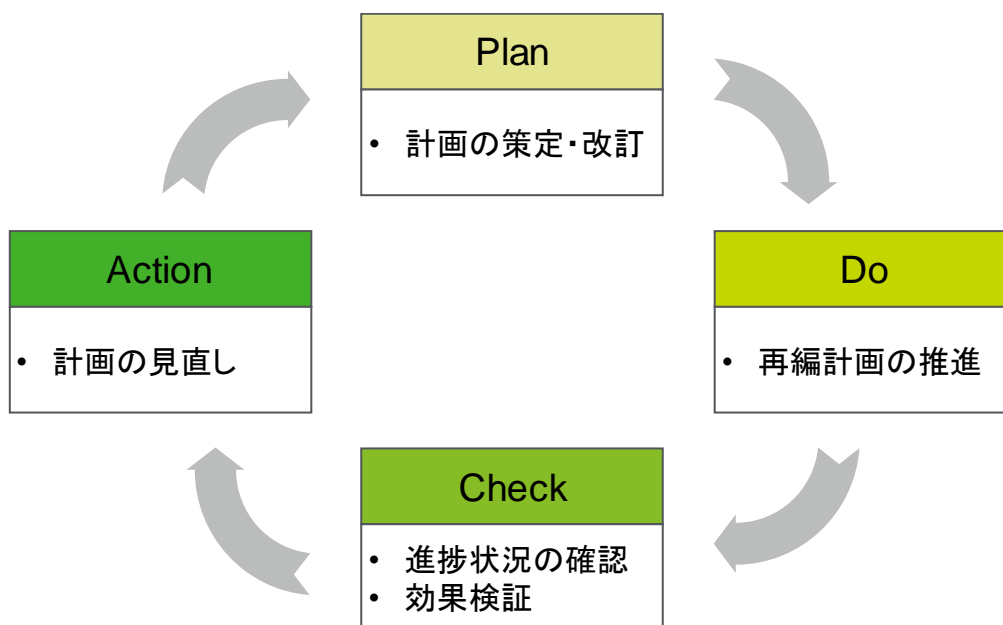
(1) 計画の進行管理・見直し

再編計画は、今後の社会情勢や法令・国の施策等の状況、各公共施設を取り巻く環境の変化などにより、見直しを行います。

また、再編計画を着実に推進するためには、計画の進捗状況を確認し、進捗の遅れや計画の推進にあたっての課題が認められる場合は、その解決に向けた調査、検討、調整を行う他、再編後の経過について、適宜検証することにより、成果や課題などを把握し、今後の計画の推進に活用することも必要です。

したがって、再編計画では、PDCA サイクルに基づく進行管理を行い、必要に応じて見直しも行いながら、計画を推進していくこととします。

■ 図9 再編計画の PDCA サイクル

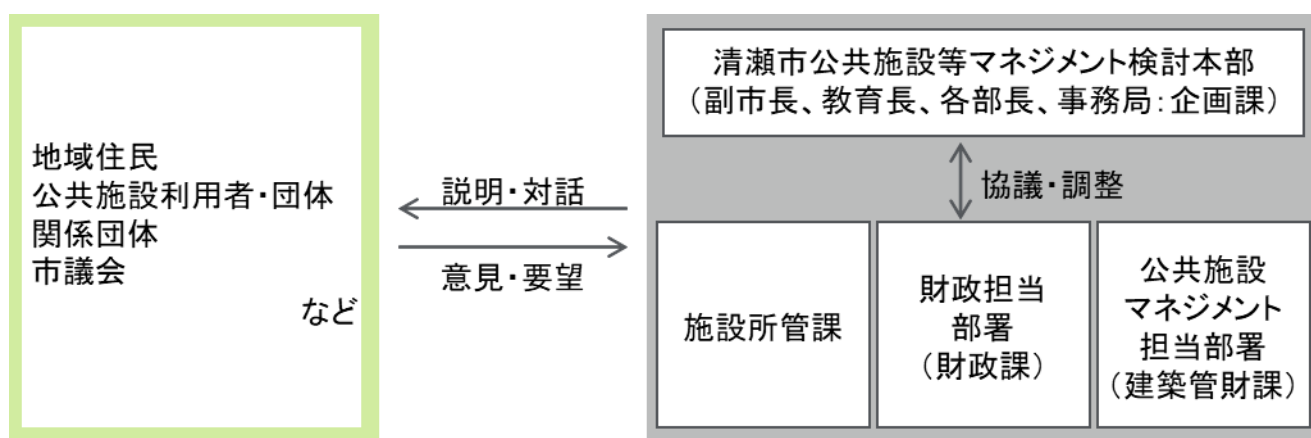


(2) 計画の推進体制

庁内においては、副市長を本部長とする「清瀬市公共施設等マネジメント検討本部」のもと、施設所管課や公共施設マネジメント担当部署、財政担当部署を含めて、組織横断的に協議・調整を図りながら再編計画を推進していきます。

なお、公共施設再編は、行政だけでなく、市民や施設の利用者、関係団体、市議会など多様な主体の理解と協力が不可欠であるため、再編によるメリットや効果なども含めて、積極的に説明・対話を行っていきます。

■ 図 10 計画の推進体制



(3) 地域レベルの公共施設再編推進に向けた取り組み

① 学校の適正規模・適正配置に関するあり方の検討

清瀬市立学校の適正規模・適正配置に関する基本方針に基づき、再編計画で示した清瀬小学校、第八小学校、清瀬中学校以外の学校についても、具体的なプランを作成し、実施していくとともに、特別支援学級についても検討していきます。

また、小中一貫教育の導入については、教員や保護者、地域の方々の意見を踏まえながら、導入の可否や具体的な導入箇所など、十分議論して検討していきます。

② 地域レベルの公共施設再編の方向性の検討

地域レベルの公共施設再編にあたっては、市民や施設利用者の施設利用実態やニーズを詳細に把握する必要があります。そのため、令和元年度に利用者へのインタビューや利用者・市民へのアンケート調査を実施し、地域レベルの公共施設の利用実態や施設に対する市民ニーズなどを調査し、再編の方向性を検討しました。その結果、地域拠点施設化に対して、多くの利用者・市民が期待をしていることが明らかとなりました。

その後、令和2年度から令和3年度にかけて、保護者や地域住民との意見交換会を重ねて、清瀬小学校、第八小学校、清瀬中学校を中心とした当面の間における地域レベルの公共施設再編の方向性を定めています。

今後、地域レベルの公共施設再編の成果を検証しながら、公共施設の耐用年数等を踏まえて、適宜再編内容の検討を行っていきます。

③ 個別施設計画の推進

清瀬市では、平成28年度に策定した清瀬市公共施設等総合管理計画（基本方針編）、令和元年度に策定した清瀬市公共施設再編計画を踏まえて、個別施設ごとの具体的な対策内容と実施時期等を定める「清瀬市公共施設個別施設計画」を令和3年3月に策定しました。当該計画は、公共施設の修繕や更新等を計画的に実施し、施設や設備の損傷、故障等による行政業務の停止や市民サービスの低下を防止するとともに、財政負担の軽減につなげることを目的としています。

今後、再編計画等を踏まえて、当該計画については適宜見直しを行うとともに、公共施設の維持管理等に努めていきます。

④ ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた取り組み

新型コロナウイルス感染症の流行拡大により、人との接触機会の減少、非接触設備の導入、各場面での人数抑制など、これまでの暮らし方や施設の使い方が大きく変化しました。今後、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた観点も踏まえて、公共施設再編の取り組みを推進していきます。

8. 資料編

本計画に関連する計画・資料は、下記のとおり清瀬市ホームページ上に公開されています。

(1) 関連計画

第4次清瀬市長期総合計画基本構想

<https://www.city.kiyose.lg.jp/siseijouhou/keikakusisaku/kihonkousoukeikaku/1004591/1004593.html>

清瀬市公共施設等総合管理計画（公共施設白書編）

<https://www.city.kiyose.lg.jp/siseijouhou/sintyousyakensetukeikaku/koukyousisetukanrikeikaku/1004962.html>

清瀬市公共施設等総合管理計画（基本方針編）

<https://www.city.kiyose.lg.jp/siseijouhou/sintyousyakensetukeikaku/koukyousisetukanrikeikaku/1004961.html>

清瀬市公共施設再編計画

<https://www.city.kiyose.lg.jp/siseijouhou/sintyousyakensetukeikaku/koukyousisetukanrikeikaku/1004957.html>

清瀬市公共施設個別施設計画

<https://www.city.kiyose.lg.jp/siseijouhou/sintyousyakensetukeikaku/koukyousisetukanrikeikaku/1008675.html>

清瀬市立学校の適正規模・適正配置に関する基本方針

<http://www.kiyose.ed.jp/gaiyou/2003281/2000005.html>

(2) 関連資料

身近な公共施設（地域レベル）の再編に関するアンケート調査結果

<https://www.city.kiyose.lg.jp/siseijouhou/sintyousyakensetukeikaku/koukyousisetukanrikeikaku/1004956.html>

公共施設のあり方及び学校再編に関する意見交換会の開催概要

<https://www.city.kiyose.lg.jp/siseijouhou/sintyousyakensetukeikaku/koukyousisetukanrikeikaku/1008731.html>

清瀬市公共施設再編計画（地域レベル編）（案）パブリックコメント実施結果

<https://www.city.kiyose.lg.jp/siseijouhou/publiccomment/publiccommentkekka/1008868.html>

清瀬市公共施設再編計画

(地域レベル編)

発行:令和3年9月

発行者:清瀬市

編集:清瀬市 企画部 企画課

〒204-8511

東京都清瀬市中里五丁目 842 番地

電話 042-492-5111(代表)

